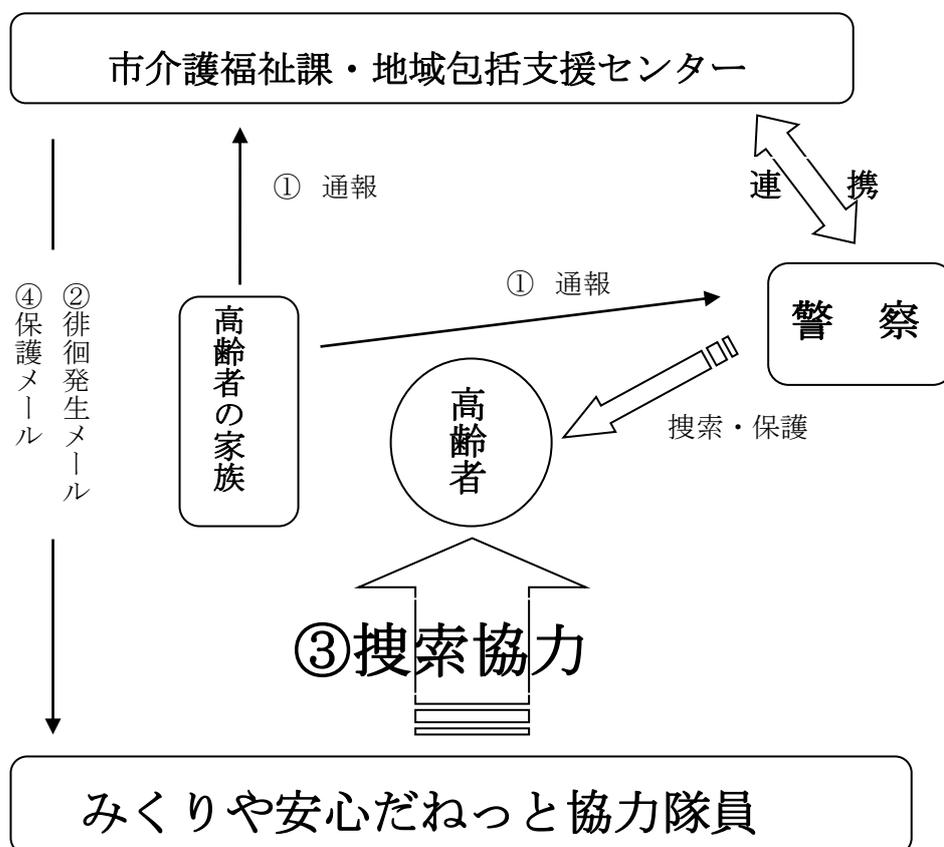


「みくりや安心だねっと」協力隊の緊急依頼のながれ（個人・事業所用）



～捜索の手順～

**通 報**：行方不明高齢者（以下、高齢者という。）の家族から徘徊発生の連絡が市又は地域包括支援センターに入ります。

**一斉メール送信**：高齢者の情報が一斉メールにて発信されます。協力隊員は、服装、顔写真などの情報を基に、業務に支障の出ない範囲内で捜索をお願いします。

**発見の連絡**：高齢者と思われる人を発見した場合、本人のご様子を確認し、呼び止めていただき、一斉メールに記載されている連絡先（市介護福祉課）にご連絡をお願いします。  
※緊急を要する状態の場合、まず警察や消防署へ連絡をお願いします。

**保護の連絡**：一斉メールにて、保護の連絡が入ります。この時点で捜索は終了となります。